

協力事業主説明会開催

犯罪や非行した人を雇用し、立ち直りを助ける
「協力雇用主」という社会貢献、
やってみませんか。

時間：13時30分～15時

場所：北上市生涯学習センター 第1学習室

北上市大通り 1-3-1 おでんせプラザぐろーぶ3階

- 内容：
- 事例紹介
 - 保護観察官の講話
 - 関係団体等支援内容紹介
 - 意見交換会

参加申込 裏面事務局の電話による申込み又は
事務局メールアドレスで報告

メール報告の場合、件名に「協力事業主説明会参加」と記入し、内容に
「会社名」、「担当者名」、「電話番号」の記載をお願いします。

※申込締切 令和8年7月8日（水）午後4時まで

主催：北上地区保護司会・北上地区更生保護協力事業主会

共催：北上市・北上雇用対策協議会(ジョブカフェさくら)

後援：北上工業クラブ



社会を明るくする運動

犯罪予防
活動

立ち直り
支援

罪を償い、一から努力しようとしている者がいるなら、チャンスを与えたい。
1度の失敗も許されない世の中だとしたら、厳しいというよりは寂しい・・・
元受刑者にも立派な人権があり、改善更生に努力しているなら、
その「今の姿を温かく見守っていきたい・・・」



協力雇用主 とは？

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、
その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主の方々です。



裏面もご覧ください



協力雇用主の意義は分かったけど、
実際に雇うことには、やっぱり不安があるなあ…

そんな協力雇用主の方々の不安を軽くする
ために、**国の支援制度があります!**



雇用に関する支援制度

※各制度毎に所定の条件があります。
詳しくはお問い合わせください。

刑務所出所者等就労奨励金制度

実際に雇用して下さった協力雇用主に最長1年間奨励金を支給します。

就労・職場定着奨励金

刑務所出所者等を雇用した場合、最長6か月間、月額最大8万円をお支払いします。

最大48万円

就労継続奨励金

刑務所出所者等を雇用してから6か月経過後、3か月ごとに2回、最大12万円をお支払いします。

最大24万円

トライアル雇用制度

刑務所出所者等を試行的に雇用した場合、最長3か月間、月額4万円をお支払いします。

最大12万円

職場体験講習

刑務所出所者等に実際の職場環境や業務を体験させていただいた場合、講習委託費をお支払いします。

最大2万4,000円

身元保証制度

身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した日から最長1年間、刑務所出所者等により被った損害のうち、一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金をお支払いします。

最大200万円

事業所見学会

刑務所出所者等に実際の職場や社員寮等を見学させることにより、就労への意欲を引き出します。

公共工事等の競争入札における優遇制度

地方自治体の間で公共工事等の競争入札における協力雇用主に対する優遇制度の導入が広がっています。



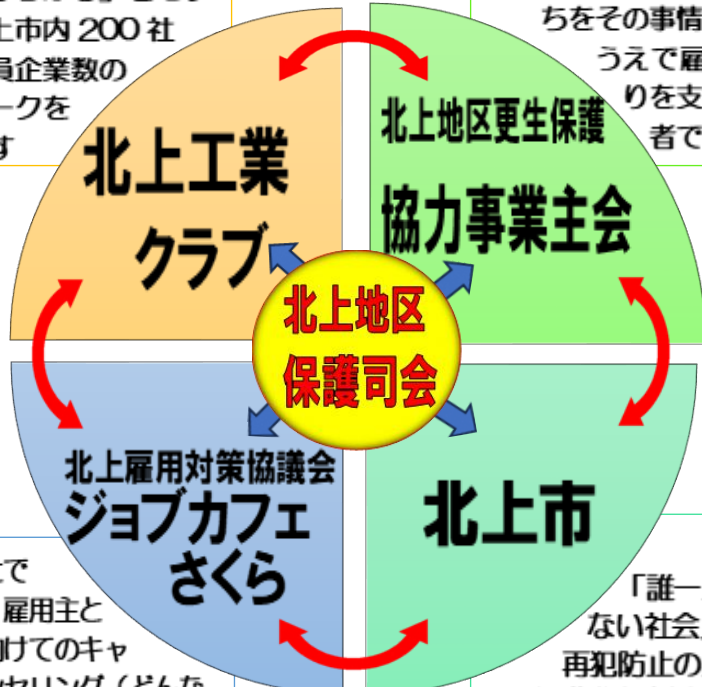
「つながる」

ことで得られる

安心感がある!

「ものづくり つなぐ はぐくむ ひろがる」をモットーに北上市内 200 社以上の会員企業数のネットワークを活かします

犯罪、非行歴のため仕事に就くことが難しい人たちをその事情を理解したうえで雇用し立ち直りを支援する事業者です



「話すことで楽になる」雇用主と従業員に向けてのキャリアカウンセリング (どんな相談でも構いません) を会社に出向いて行います

「誰一人取り残さない社会」を目指し再犯防止の活動・更生保護動を支援してまいります

事務局：北上地区保護司会

電話番号：0197-66-2266 アドレス：hogo11072266@blue.plala.or.jp

申込締切 令和8年7月8日(水)